岩手県告示第503号

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成20年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(昭和58年岩手県告示第1328号)の一部を次 のように改正する。

改正前

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資 格及び指名に関する規程

(趣旨)

務の委託契約を締結する場合における指名競争入札の参加者 の資格及び指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「建設関連業務」とは、次に掲げ┃第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、 る業務をいう。
  - (1) 測量
  - (2) 建築関係建設コンサルタント
  - (3) 土木関係建設コンサルタント
  - (4) <u>地質調査</u>
  - (5) 補償関係コンサルタント

(資格の審査)

- 第3条 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札に参加し 第3条 建設関連業務の委託契約に係る競争入札に参加しよう ようとする者は、知事が別に定める指名競争入札参加資格基 準(以下「資格基準」という。)に係る審査(以下「資格審査」 という。)を受けなければならない。
- とができない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」 という。) 第167条の11第1項において準用する政令第167 条の4第1項の規定に該当する者
  - (2) [略]

(申請書の提出)

別に定める期間内に建設関連業務指名競争入札参加資格審査

改正後

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び 指名競争入札参加者の資格等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、建設関連業 | 第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、建設関連業 務の委託契約を締結する場合における条件付一般競争入札及 び指名競争入札(以下「競争入札」という。)の参加者の資 格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 当該各号に定めるところによる。
- (1) 建設関連業務 次に掲げる業務をいう。
  - ア測量
  - イ 建築関係建設コンサルタント
  - ウ 土木関係建設コンサルタント
  - エ 地質調査
  - オ 補償関係コンサルタント
- (2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令(昭和22年政 令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規 定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

(資格の審査)

- とする者は、知事が別に定める競争入札参加資格基準(以下 「資格基準」という。)に係る審査(以下「資格審査」という。) を受けなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けるこ 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けるこ とができない。
  - (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条 の4第1項の規定に該当する者
  - (2) [略]

(申請書の提出)

第4条 前条第1項の資格審査を受けようとする者は、知事が 第4条 前条第1項の資格審査を受けようとする者は、知事が 別に定める期間内に建設関連業務競争入札参加資格審査申請

らない。

- 2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のい 2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のい ずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各 号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。
  - (2) 建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿(以下「名 簿」という。) に登載されていた者から営業又は事業の全部 又は一部を承継した者

 $(3)\sim(6)$  [略]

(1) [略]

(指名競争入札の参加者の指名)

第10条 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当 | 第11条 知事は、政令第167条の5の2の規定に基づき条件付− 該業務の資格者のうちから行うものとする。

(指名競争入札の参加者の指名の特例)

第11条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければな 書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならな い。

- ずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各 号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。 (1) [略]
- (2) 建設関連業務競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」と いう。) に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一 部を承継した者

 $(3)\sim(6)$  [略]

(建設関連業務の委託契約の締結方法)

第10条 建設関連業務の委託契約は、次の表の左欄に掲げる区 分に応じ、同表の右欄に定める競争入札の方法により締結す るものとする。

区分		競争入札の方法
測量、地質調査及	設計額500万円を	条件付一般競争
び補償関係コン	超えるもの	<u>入札</u>
サルタント	設計額500万円以	指名競争入札
	<u>下のもの</u>	
建築関係建設コンサルタント及び土		指名競争入札
木関係建設コンサルタント		

2 前項の規定により条件付一般競争入札の方法により委託契 約を締結すべき場合において、災害等緊急の場合その他条件 付一般競争入札に付することが適当でないと知事が認めると きは、同項の規定にかかわらず、指名競争入札の方法により 締結することができる。

(競争入札の参加者の資格及び指名)

- 般競争入札の参加者の資格を定めようとするときは、別に定 <u>める基準により</u>行うものとする。
- 2 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該業 務の資格者のうちから行うものとする。

(指名競争入札の参加者の指名の特例)

第12条 [略]